

第 61 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 4 年 9 月 1 日 (木) 16:00~17:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、  
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員  
(以上 8 名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 相互接続推進部 部長  
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長  
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長  
木下 雅樹 設備本部 相互接続推進部 部門長  
KDDI 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長  
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー  
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部 相互  
接続部 部長  
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部  
アクセス相互接続課 課長  
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部 移動  
相互接続課 課長  
一般社団法人テレコムサービス協会  
佐々木 太志 MVNO委員会 運営分科会主査  
三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査  
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
立石 聡明 副会長専兼専務理事  
小畑 至弘 常任理事  
一般社団法人 I P o E 協議会  
石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

(3) 総務省

木村電気通信事業部長、近藤総務課長、飯村事業政策課長

片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、

前田料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■議事概要

- |  |
|--|
| <p>○ 第六次報告書（案）に対する意見及びその考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局より、資料61-1及び61-2の説明が行われた後、質疑が行われた。</li></ul> |
|--|

■議事模様

○ 第六次報告書（案）に対する意見及びその考え方について

【辻座長】 それでは、議事を開始いたします。

本日の議題は、「第六次報告書（案）に対する意見及びその考え方について」であります。

まず、事務局より説明をいただき、その後、質疑応答を行う時間を設けたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

（事務局より資料61-1及び61-2に基づき説明）

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等がございます構成員の皆さんには、チャット、若しくは御発言にてお願いしたいと思います。どなたでも結構ですので、お願いいたします。ございませんでしょうか。西村先生。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。考え方につきまして、今後の検討項目も具体的に諸項目を例示していただいているものと思います。これでいいのかなと思っております。

1点、お願いをさせていただければなというふうに思っております。第1章「卸協議の

適正性の確保に係る制度整備」でございます。特に意見6から9について、今後関係事業者を含めた検討としていろいろな項目が挙げられております。また、各事業者から、正当な理由とは具体的にどういった場合だというような御意見もあったかと思えます。今後の議論になると思えますけれども、その際には、各事業者様とも、より具体性を持ってこの検討の場に臨んでいただければと思っております。例えば、意見6で、NTTドコモ様のほうから原価割れリスクというものが指摘されていますが、この原価割れリスクの具体的な状況というのはどういったものかというものでありますとか、意見7であれば、一般商慣習というものについても、今回の趣旨に基づいた判断で、やはり今般の卸協議の適正性の確保に向けて、一般商慣習はどのように考えるべきなのかといったような具体的な意見というものを、ぜひお聞かせいただき、検討していただければというふうに思っております。

長くなりました。私からは以上でございます。

**【辻座長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの御意見に対して、事務局から何か御回答ないし考え方等はございますでしょうか。

**【前田料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。西村先生、御意見ありがとうございます。

まさに、その部分がこれから議論のところかなと思ってございまして、御指摘いただいたように、各事業者さんと具体的に細かく検討していくことが必要かなと思ってございまして。御指摘いただいた中で申し上げますと、原価割れリスクの具体的な状況というところにつきましては、どういうふうにそれを把握していくのかというところも含めて議論が必要かなと思っております。また、意見7の関係で、BtoBtoXの場合に、どういったものが商慣習上問題となり得るのかといった点につきましては、一律に全てが問題ということではないかと思っております。どの部分がクリティカルに問題なのかといった点をクラリファイしながら議論できればいいかと思っております。

引き続き、どうぞよろしく申し上げます。

**【辻座長】** ありがとうございます。まだまだ議論する点は多々あると思っておりますので、御指摘の点は留意しておきたいと思っております。

そのほか御意見はございますでしょうか。佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。佐藤です。報告書自体は、我々の議論を踏まえてうまくまとめて整理していただいているし、今回のコメントに対する総務省の考え方

も、基本的に結構だと思っています。

以下、コメントになります。意見1についてですが、卸協議が今まで機能してこなかったということが非常に問題であったということ。事業者協議を機能させるために、現在、情報公開の仕方等、ルール整備をしつつあるのだと思っています。

ただ、やはり長きにわたり事業者協議がなかなか機能してこなかったという事実があるので、今後とも総務省のほうで定点観測して、機能しているかどうか注視し、改善が見られないようであれば、さらなる施策が必要かどうか議論することも十分ありうるだろうと考えています。

もう一つは、意見1の後半のところ、卸料金と接続料の関係性が示されています。固定網について、光アクセスにおいて接続料と卸料金が本当に代替的なのか疑問があるかということ。代替的であるとすれば、卸料金が高止まりした状態で、接続料が下がれば、接続のほうに利用者選択が移る。利用者を引き留めようとするならば、接続料低廉化と並行して、卸料金も引き下げられるというのが代替的であるということだと思います。ところが、そういうことが成り立たない市場であるとするならば、何により代替性が阻害されているのか、どうすれば代替性を確保できるのか、新たな視点で議論する必要があるのかもしれないと思っています。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。それでは、事務局から何か対応とかお考えとかありましたらお願いいたします。

**【永井料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。今御指摘いただいた2点です。まず1つ目の定点観測という点につきましては、当然今後見ていく必要があると思っておりますので、引き続き先生方に御意見等いただければと思っております。よろしく申し上げます。

2点目につきましても、御指摘を踏まえまして、そもそも代替性というところにつきましても、今後考えていく必要があるのかなというところもありますので、御指摘を踏まえて、また事務局でも検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**【辻座長】** ありがとうございます。そのほか、御意見はございますでしょうか。

御意見等ございましたら、本日、ただいま議論されました意見に対する考え方と、第六次報告書の取りまとめになりますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【辻座長】** ありがとうございます。それでは、そのように取り運ぶことにさせていただきます。

1年間議論していただきまして、接続料の低減化、あるいは卸料金の透明性等、いろいろな課題が多々ありましたが、1つ前に前進した感じがいたします。まだまだ課題等もございますので、今後も議論を深めたいと思います。

それでは、本日の会合はこれまでとさせていただきますが、最後に、第六次報告書の公表と、次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

**【永井料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。本日はありがとうございます。取りまとめいただきました第六次報告書につきましては、総務省ホームページにて公表することを予定しております。

また、次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

**【辻座長】** ありがとうございました。

それでは、本日の議題はこれで終了したいと思います。第61回会合を終了したいと思いますので、本日は、どうも皆さんありがとうございます。これで失礼いたします。

以上